

令和 8年 2月 9日
課 名： 総務課
内 線： 8415、8416
直 通： 0944-77-8415

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者等：住所 東京都渋谷区本町1-13-3
商号又は名称 株式会社 トーニチコンサルタント
- 指名停止の期間： 令和8年2月9日～令和8年5月8日（3か月）
- 事実概要：
当該業者は、名古屋市発注の特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
- 指名停止の理由：
このことは、柳川市建設工事等指名停止措置要綱別表第2の6に該当する。
従って、本件については、指名停止6か月とする。
ただし、課徴金減免制度の適用を受けた業者は、措置期間を2分の1とする。

【柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第2の6に該当】

番号	項 目	措 置 要 件	期 間
6	独占禁止法違反行為（福岡県外の公共機関に係るもの）	福岡県外において、公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内